

11月11日から17日は「税を考える週間」です  
～この社会あなたの税が生きている～

## e-Tax (イータックス)

### ①ホームページから簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

### ②最高4,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高4,000円の所得税の税額控除を受けることができます。(ただし、平成19年分から平成22年分までに控除を受けていない方)

### ③添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。(ただし、確定申告期限から3年間は添付書類の提出または提示を求められることがあります)

### ④還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

### ◆ご利用いただく前に

e-Taxを始めるには、事前に電子証明書とICカードリーダーライタの準備が必要です。

#### ●電子証明書

公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する場合、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード (ICカード) を入手し、電子証明書発行申請書等を提出して電子証明書の発行を受けてください。

また、有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

※手数料がかかります。詳しくは、住民票のある市区町村へお問い合わせください。

#### ●ICカードリーダーライタ

家電量販店やインターネット販売などで購入できます。

#### 《お問い合わせ》

和田山税務署 個人課税部門 (☎ 672-6050) 午前8時30分～午後5時 (土・日・祝日を除く)

## 虐待からこどもを守りましょう

～11月は児童虐待防止推進月間～

### 「虐待を受けたと思われるこども」を見つけたら

◆虐待を受けたと思われる児童を発見したら、市役所子育て支援課、豊岡こども家庭センターに連絡してください。

★「虐待を受けた児童」はもちろん「虐待を受けたと思われる児童」も対象となります。

★調査の結果、虐待の事実がないと分かっても、そのことで責任は問われません。

◆連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。

◆児童虐待の通告は、「守秘義務」違反になりません。

### 「児童虐待」とは

◆身体的虐待 → 殴る、蹴る、首をしめる、溺れさせるなど

◆性的虐待 → 性的行為の強要など

◆ネグレクト (保護の怠慢) → 家に閉じ込める、食事を与えないなど

◆心理的虐待 → 言葉、無視、こどもの前で家族などに対しての暴力をふるうなど

### こどものこんなサインを見落としていませんか？

●不自然な傷や打撲あと

●着衣や髪の毛がいつも汚れている

●表情が乏しい

●おどおどしている

●落ち着きがなく乱暴になる

●親を避けようとする など

お問い合わせ先：豊岡こども家庭センター (☎ 0796-22-4314) ・ 市役所子育て支援課 (☎ 662-3348)



NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク  
はオレンジリボン運動の総合窓口です。  
<http://www.orangeribbon.jp>